

議案第17号

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の
制定について

上記議案を提出する。

令和2年3月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中田好昭

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第30条の4第1項第2号」を「第30条の4第2号」に改める。

別表の1の(1)の表中「第30条の4第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」を「第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども（次項に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）」に、「第30条の4第1項第2号」を「第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもであって、その保護者が1月において、48時間以上64時間未満の労働、介護、看護又は修学をすることを常態とする者であるもの及び法第30条の4第2号」に改め、同表の備考を同表の備考第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があ

るときは、これを切り捨てた額)とする。

別表の1の(2)の表中「第30条の4第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」を「第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども(次項に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)」に、「第30条の4第1項第2号」を「第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもであって、その保護者が1月において、48時間以上64時間未満の労働、介護、看護又は修学をすることを常態とする者であるもの及び法第30条の4第2号」に改め、同表の備考を同表の備考第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

別表の2の表中「第30条の4第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」を「第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども(次項に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)」に、「第30条の4第1項第2号」を「第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもであって、その保護者が1月において、48時間以上64時間未満の労働、介護、看護又は修学をすることを常態とする者であるもの及び法第30条の4第2号」に改め、同表の備考を同表の備考第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。